

### 第三者評価結果

事業所名：横浜市立神大寺保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

<コメント>

- ・全体的な計画は、保育所の社会的責任、保育資源ネットワーク、人材研修等の項目が設けられ、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成されています。
- ・全体的な計画は、保育経験年数が長い職員で構成されたプロジェクトメンバーを中心に、全職員で年度末に振り返りが行われる仕組みとなっています。クラスごとに担当クラス及び前後の年齢に記載されている内容を確認し、日ごろの保育の実態と照らし合わせ、必要に応じて修正を行っています。修正された内容は職員会議において全職員で見直し、子どもの発達や姿と照らし合わせ、次年度の計画を作成しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

<コメント>

- ・各クラス、事務室にCO2センサーを設置し、二酸化炭素の濃度を数値化して把握することで、適宜必要な換気を行っています。また、CO2センサーには温湿度計の機能もあり、必要に応じて空調設備を使用することで常に適切な状態を保持できるようにしています。
- ・発達や子どもの興味・関心に応じて、家具や遊具の素材、配置等の工夫を行っています。一例として、つかまり立ちから歩行への発達に応じて、動線や玩具棚等の配置を変更しました。また、子どもの興味・関心に応じて、ごっこ遊び、机上遊び、積み木遊びなどのコーナーの配置を変える、空間を広げる、玩具を入れ替えるなどの取り組みが行われています。また、季節に応じた絵本の入れ替えも行っています。
- ・一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着いて過ごしたりできる場所として、マットや子ども用のソファを設置するなどの取り組みが行われています。
- ・食事や睡眠のための生活空間においては、午睡時はテーブルをたたみ、莫塵を敷いて安心して午睡ができる空間を確保しています。また、奥の空間が落ち着きやすい子など、個々の子どもに応じた落ち着く空間の確保に配慮しています。
- ・手洗い場やトイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすいよう、スリッパを置く位置にスリッパのイラストを貼ったり、手の洗い方や、排泄の手順をイラストで示したりするなどの取り組みが行われています。

A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

<コメント>

- ・子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握するため、入園面談や個人面談等を通して、個々の子どもの家庭での様子を把握しています。
- ・子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、また、子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちにそって適切に対応できるよう、乳児クラスは緩やかな担当制を取り入れています。緩やかな担当制では、1歳児から2歳児に進級する際に持ちあがりの保育者が担当し子どもが安心感を持てるように配慮しています。また、個々の子どもにとって、安心できる保育者が主となってかわりながら、他の保育者とのつながりを作っていく取り組みが行われています。
- ・全職員が全国保育士会の人権チェックリストを活用し、言葉がけを見直す機会を設けています。他園の職員が保育を観察し意見を交換する公開保育も、すぐに声を掛けるのではなく待つことなど、言葉がけについて振り返る機会になっています。
- ・保育士は、待つことや、子どもが選択すること、また「どうしたらよいか」「どうしてそうするか」などを投げかけるなどの取り組みを通して、子ども自身が考える機会を持つことを大切にしています。また、「走らない」ではなく「歩きましょう」など、禁止語や否定語を使わず肯定的に伝えるよう取り組んでいます。

【A4】 A-1-(2)-③  
子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

<コメント>

- ・一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう、保護者との送迎の際のコミュニケーションや連絡帳、また個人面談等を通して家庭と情報共有をしながら援助を行えるよう配慮しています。一例として、午睡やトイレトレーニング、箸の使用などは、家庭と園との共通認識のもと、同じ対応ができるよう取り組んでいます。
- ・基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、子ども自身が行う姿を見守り、達成感を感じられるよう配慮しています。また手の洗い方や排泄の仕方などをイラスト等で視覚的に示すことで、子どもが自ら取り組めるよう環境を整備しています。手の洗い方に関しては、園独自の手洗いに合わせた歌を作成し、楽しみながら手洗いができる工夫しています。さらに、トイレトレーニングの進み具合に応じて、子どもが自分でおむつや着替えを取れるように環境を見直すなどの取り組みも行われています。
- ・一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるよう、マット等を利用した休息できるスペースの確保や、遊びの種類ごとにコーナーを分けた静と動の活動の空間の確保などに配慮しています。
- ・基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、年間の保健計画を作成し取り組んでいます。一例として、生活リズムの大切さや鼻のかみかた、手の洗い方等について、子どもが理解できるよう、イラストを使用して説明するなどの取り組みが行われています。

【A5】 A-1-(2)-④  
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

- ・子どもが自主的・自発的に生活と遊びができるよう、子どもの興味、関心を把握し環境設定や保育の内容に取り入れています。一例として、子どものオオカミへの興味を踏まえ、「オオカミさん今何時？」などのルールのある遊びを取り入れたり、子どもの「恐竜に興味がある」というつぶやきを受け止め、恐竜の本を室内に置くなどの取り組みが行われています。
- ・遊びの中で、すすんで身体を動かすことができるよう援助しています。朝夕の園庭遊びや、室内でのリズム遊びや運動遊び、また近隣の散歩などを行っています。園庭遊びでは、近隣の理解もあり、子どもたちの声の大きさなどを気にすることなく、伸び伸びと遊ぶことができます。
- ・生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう集団遊びや協同遊びを取り入れています。一例として、年齢に応じたルールのある遊びや、行事の際に共同制作を行うなどの取り組みが行われています。夏祭り際には、たこ焼き屋さんやアイス屋さんなど出店で使用する食べ物や看板などを異年齢のグループで制作しました。
- ・地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会として、近隣の土木事務所から、七夕の時期に笹をもらい、その際に竹を切る様子などを見学させてもらっています。お礼として、子どもたちの制作物のプレゼントを渡すなどの交流が行われています。また、年に1回消防署の方が来園し避難訓練を実施したり、近隣散歩の際に消防署に立ち寄り、はしご車の中を見せてもらうなどの交流が図られています。お礼に園児が手紙を届けたり、消防署の方が防災の事を知ってもらいたいという想いから、オリジナルの紙芝居を作成し園に届けてくれたりする交流も行われています。地域交流として、園に遊びに来た親子と一緒に近隣の散歩をするなどの取り組みが行われています。
- ・様々な表現活動が自由に体験できるよう、紙やペンなど描画の道具を常設したり、ブロックなどで作った作品を置くことができるスペースを確保し継続した遊びに取り組めるよう配慮しています。

【A6】 A-1-(2)-⑤  
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

<コメント>

非該当

【A7】 A-1-(2)-⑥  
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

- ・一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもの育ちを見極め、子どもの気持ちを受容し、見守る姿勢で援助することで子どもが自分でしようとする気持ちを尊重しています。
- ・探索活動が十分に行えるよう、毎朝の室内、園庭の安全点検の実施及び遊具や玩具、環境の定期的な見直しを行っています。定期的な見直しでは、毎朝の安全点検をもとに、危険物を取り除き、安全に遊べる空間の確保に取り組んでいます。また、室内では子どもたちの興味や関心に応じて、お手玉や乳児サイズの手作りエプロン、人形や型はめなど玩具を用意し、自ら選んで取り出せる環境を整備しています。
- ・子どもが安定して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、子どもの遊びの発展に応じて、興味を喚起できるような保育者の声掛けや、絵本、玩具等の設定を行っています。一例として、ドングリ集めに興味を持った際にドングリを使って製作したり、育てたサツマイモのツルを使ってリース作りをするなどの季節に応じた取り組みが行われています。
- ・子どもの自我の育ちや友だちとの関わりの仲立ちとして、一人ひとりの気持ちを受け止め、言葉に出来ない、ならない気持ちに寄り添い援助していくことを大切にしています。一例として喧嘩などが起きた際は、「いやだったのね」など、互いの子どもたちの気持ちを受け止め代弁し、互いの気持ちが通じ合えるよう援助しています。その際に、保育者の判断でなく子どもたちの気持ちを受け止めることを大切にしています。このような関わりを積み重ねる中で、自ら玩具を貸すなどの姿も見られるようになっていきます。
- ・日ごとの送迎時のコミュニケーションや連絡帳、個人面談等を通して、保護者と子どもの成長や発達を共有し、一人ひとりの子どもの状況に応じた、家庭と連携した取り組みや配慮につなげています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

- ・3歳児の保育に関しては、友だちと遊ぶことに興味や関心が出てくることを踏まえ、タッチをしたら鬼が変わるなど簡単なルールのある遊びから始めて、友だちと遊ぶことが楽しいという経験を積むことを大切にしています。また自己主張を上手にコントロールできないことを踏まえ、保育者が仲立ちしながら集団の中で安定して遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるよう配慮しています
- ・4歳児の保育に関しては、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともにさまざまな活動を楽しめるよう配慮しています。一例として、鬼ごっこでタッチをされてしまい、負けることへの悔しさから、それを認めない子どもに対して、子どもの気持ちに寄り添いながら、保育者が判断するのではなく「なんでそうするのか」「どうしてそうするのか」を子どもとともに考えることで、子ども自らが納得できるようなかわりをしていきます。
- ・5歳児の保育に関しては、遊びの中で友だちと協力したり助け合う姿や仲間と相談して作戦を考えるなどの遊びが見られるようになってきます。また、行事等の中でも、友だちがセリフを忘れていた場面でさりげなく教えるなど、協力して一つのことをやり遂げるといった姿も見られるようになってきます。保育者はこれらの子どもの姿を十分に認めることで、協力してやり遂げたことへの自信や達成感につながるよう配慮しています。
- ・子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域等に伝える工夫の一環として、日々の写真と文書で作成したドキュメンテーションや保育参観、小学校へ園日よりを送付したりするなどの取り組みが行われています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

- ・玄関にスロープを設置し、出入口は段差がなくバリアフリーの構造にするなど、障害に応じた環境整備に配慮しています。
- ・クラスの指導計画をもとに、障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成しています。計画にもとづき、子どもに分かりやすいよう写真やイラスト、文字などを使用して個々の理解に合わせた個別のかかわりを行っています。また、集団から離れた際は、衝立を利用するなど、子どもの状況と成長に応じた保育を行っています。
- ・療育センターが主催で行う要配慮児童研修を受講し、子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるよう援助しています。一例として、1日のクラスのスケジュールをホワイトボードで示し、文字やイラストで伝えることで、障害のある子どもだけでなく、クラス全体が同じ内容を理解しやすいよう工夫しています。
- ・保護者との連携については、個人ノートの利用や送迎の際のコミュニケーション、また個人面談や保育参観を通して情報共有し、園での配慮事項に反映させています。
- ・療育センターによる巡回訪問時や、区の担当課及び福祉保健センター、園医から助言を受けています。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもでの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

- ・1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取り組みとなるよう、月間指導計画には、体調に留意し、ゆっくりと過ごせるようにするなど配慮事項が記載されています。
- ・家庭でゆったりと過ごせるよう1、2歳児と3歳以上児で過ごす場所を変え、少人数で過ごせるよう配慮しています。また、状況に応じて4、5歳児クラスのパーテーションを使用しスペースを区切ることで、それぞれがおだやかに過ごせる空間づくりに配慮しています。
- ・年齢の異なる子どもと一緒に過ごす際は、子どもの人数に応じた落ち着ける空間を確保するとともに、保育者のゆったりしたかわりや、玩具の選定、コーナー等の設定することで一人ひとりの子どもがくつろいで過ごせるよう配慮されています。
- ・保育時間の長い子どもに配慮し、補食の提供を行っています。
- ・引継ぎノートを使用し、子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っています。引継ぎノートには、朝の受け入れ時に、保護者からの伝達事項を記載し、朝のミーティング時に共有します。夕方は引継ぎノートと口頭にて担任から遅番担任に引き継ぎます。遅番担任は、保護者に伝達した際に保護者から受けた内容をクラスのノートに記載し、翌朝担任が確認できるようにしています。
- ・担任の保育者と保護者との連携が十分にとれるよう、必要に応じてシフトを交替し、担任と保護者が直接話す時間を設けるよう配慮しています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

- ・全体的な計画に幼保小連携の項目があり、アプローチカリキュラムや幼保小連携教育交流事業等について記載され、それにもとづいた保育が行われています。一例として、年長児には当番活動の機会を設け、幼児期にふさわしい生活を通して小学校の生活や学びにつながるよう配慮されています。当番活動ではクラスの出席人数の確認・報告や、給食で使用する食材を確かめて、フェルトで作られた食材を赤、黄、緑の3つの食品群に分類し所定の場所に貼る、栽培物の水やりなどの取り組みが行われています。また、飼育している亀の甲羅を洗い、餌をあげるなどの取り組みも行われています。それぞれの当番の担当はホワイトボードに記入され、子どもが自ら確認できるよう配慮しています。
- ・保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、懇談会の資料に、就学に向けて上履きやハンカチを使用することや、午睡時間を短縮することなどを記載し、説明しています。また、日々のドキュメンテーションの中で、実際に子どもたちがハンカチを使用している様子などを伝えています。
- ・保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修の場として、幼保小連携会議や研修に参加しています。
- ・保育所児童保育要録は、年長児担任が作成し、代行保育士や関係職員が確認し、園長が最終確認をしています。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
--------------	---------

<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

- ・子どもの健康管理に関するマニュアルとして、健康・保健衛生マニュアルが整備されています。毎日の健康記録は、1、2歳児は連絡帳、3歳児以上は毎日の体温と体調を記載するはげんきカードを使用し、一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。
- ・子どもの体調悪化・けがなどについては、担任または引継者から保護者に伝えるとともに、事後の確認を行っています。
- ・子どもの保健に関する計画として、年間保健計画を作成しています。年間保健計画は4期に分け、生活リズムを身につける、菌の大切さを知る、風邪の予防の仕方を知る、寒さに負けない身体作りをするなど、期に応じた目標を立て具体的な取り組みにつなげています。
- ・既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報は入園時や個人面談等を通して把握しています。予防接種については重要事項説明書に、受診後は担任に伝えてほしい旨が記載されています。伝達後、保護者は園で保管している健康台帳に必要事項を記載します。また、個人面談で最新の接種状況を確認しています。
- ・SIDS予防マニュアルや睡眠チェック表の活用、園内研修を通して職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取り組みを行っています。保護者に対しては入園説明会で説明するとともに送迎時のコミュニケーション等の中で、うつぶせ寝についてなど、家庭での安全な睡眠体勢について伝えるようにしています。

<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
--	---

<コメント>

- ・全クラス年2回の健康診断及び歯科健診を行っています。結果については、職員に周知しています。保護者へは所定の用紙で伝えるとともに、毎月の身長や体重を記録している健康の記録に記載し、保護者が確認後サインをし、返却しています。また、健診の前に園医に確認したいことがあれば、職員に申し出てほしい旨を保護者に伝えています。一例として仕上げ磨きについての質問があり、職員は申し出を受け園医に確認し、健診当日に保護者へ返答しています。
- ・歯科健診で虫歯のある子どもが多くいた時などは、歯磨きの大切さを話したり、家庭にも園だより等を通して伝えています。

<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

- ・アレルギー児への給食提供については、対象児の登園状況を確認し担任が調理室で調理士と当日の献立を確認します。確認後、担任はクラスに戻り献立を確認したことを他の職員に伝えます。提供の際は、はじめに担任が対象児の給食を取りに行き、調理士と提供内容を確認します。クラスでは、対象児が着席後、配膳前にクラス内の他の職員と確認し、一番最初に提供します。提供の際は専用のトレー、食器及びテーブル拭きを使用し、所定のテーブルで喫食します。
- ・保護者との連携として、保護者、園長、調理士、担任で行うアレルギー面談を毎月実施しています。アレルギー面談では、献立と照らし合わせ、提供の食材の確認をしています。
- ・職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について子ども青少年局の年間研修計画と区の年間研修計画である神奈川県保育連携ネットワーク構築事業研修及び園内研修等を通して、必要な知識・情報を得たり、技術の習得に努めています。
- ・他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るために、入園説明会や入園のしおりに除去食について記載するとともに、面談等を通して説明しています。



A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関する豊かな経験ができるよう、全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画に年齢や期に応じた食育の具体的な取り組み内容が記載されています。また、月1回実施される給食会議では、献立や食育活動のスケジュール、内容について打ち合わせをしています。その際に、「夏野菜のシルエットクイズ」など、調理士からの提案も出されています。</li> <li>・子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれるよう、4, 5歳児クラスのパーテーションを使用し、食事時の空間設定に配慮しています。</li> <li>・子どもの発達に合わせた食事の援助として、子どもの発達状況に応じた、食材の切り方や食具の使用、椅子の高さなどに配慮しています。また扱いやすい食器の大きさや形にも配慮しています。</li> <li>・個人差や食欲に応じて、量を加減できるよう個別に配膳量の調整を行っています。幼児については、配膳の際に子どもと一緒に量を確認しながら、日ごろの喫食状況や当日の体調等を踏まえ、保育者が量を調整し、食べる意欲が湧くように配慮しています。</li> <li>・子どもが、食について関心を深めるための取り組みとして、捌く前の魚を見たり、戻す前の麩やヒジキ、昆布などの乾燥した食材を見たり、出汁のおおいを嗅ぐなど、直接食材を見たり触れたりする機会を設けています。また、ラップを使ったおにぎりづくりや、枝豆の枝を切る、トウモロコシの皮むきなども行っています。</li> <li>・子どもの食生活や食育に関する取組については、献立写真の掲示や給食だより等を通して、家庭と連携しています。</li> </ul>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮し、調理形態を変えるなど、献立・調理の工夫を行っています。</li> <li>・子どもの食べる量や好き嫌いなどについては、給食日誌で嗜好や残食の確認をするとともに、保育士、調理師が子どもの喫食状況を観察しています。</li> <li>・市の栄養士による巡回訪問の際に、栄養士は子どもの喫食状況を観察するとともに、園の調理士に対して、調理の手順等、必要な指導を行っています。また市立園代表の園長、保育士、調理士とこども青少年局の栄養士が献立内容を協議する給食検討会で検討された内容は、献立、調理の工夫に反映させています。</li> <li>・季節感のある献立となるよう、子どもが時期に応じて育てた旬の野菜を食材として使用しています。ナス、ピーマン、大根、かぶ、じゃがいも、サツマイモなどが挙げられます。地域の食文化や行事食などについては、冬至の時期に南瓜を使った献立や七草がゆなどが提供されています。</li> </ul>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎の際のコミュニケーションや連絡帳、日々の子どもの活動の様子を写真と文章で示した、ドキュメンテーション、行事新聞等を通して、家庭との日常的な情報交換を行っています。また、コドモンと呼ばれる情報共有媒体を使用し、園だよりや献立、毎月実施する身体測定の結果等を共有しています。さらに、いつでも保護者からの質問に答えられるよう、各クラスにはクラスファイルが常備されています。クラスファイルには、保護者に配布した手紙などが保管されています。</li> <li>・保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会として、個人面談や懇談会、保育参観などがあります。</li> <li>・家庭の状況や保護者との情報交換の内容については、個人面談記録及び各種会議記録を作成しています。内容に応じて、各種会議等において、職員間で情報を共有しています。</li> </ul>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任や担当だけでなく、全職員が積極的に送迎時などに保護者とのコミュニケーションを図り、保護者との信頼関係を築くよう取り組みを行っています。</li> <li>・年に1回の個人面談をはじめ、要望に応じて随時面談を行うなど、保護者等からの相談に応じる体制があります。面談の際は就労状況など保護者の個々の事情に配慮して、面談期間以外での面談を実施するなど、柔軟な対応が取られています。</li> <li>・保育所の特性を生かした保護者への支援として、1, 2歳児はわくわくフェスティバルと呼ばれる運動会や、わくわくおたのしみ会と呼ばれる発表会を実施しないため、保護者からの意見も受け、クラス懇談会時にふれあい遊びを実施することを計画しています。今後は、コロナ禍ではありますが、保護者と職員がより子どもの成長について共有できる場を設けることが期待されます。</li> <li>・相談内容は、個人面談記録や引継ノート、ミーティングノートに記載しています。</li> <li>・相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、園長、代行保育士、他職員、看護師、園医、調理士に相談できる体制があります。</li> </ul>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、送迎時の親子の関わりの様子を観察しています。また、着替えの時の全身の健康観察を行い、子どもの言動や様子から心身の状態や家庭での養育の状況について把握できるよう努め、必要に応じて記録しています。</li> <li>・虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、園長に報告し職員間で協議します。協議を踏まえ、関係機関へ連絡し、必要に応じて連携しながら、保護者への援助ができる体制が整っています。</li> <li>・職員は、日ごろから保護者が困った時に相談できる関係づくりに努めることで、予防的な保護者の精神面、生活面の援助につなげています。また、送迎の際に保護者の体調面を気遣う声掛けや、保護者の育児に対するねぎらいの言葉を掛けています。</li> <li>・日ごろから、区役所や児童相談所、学校等との連携を図るため、連絡会等に参加しています。</li> <li>・虐待等権利侵害を発見した場合の対応等について、虐待対応マニュアルを整備しています。また、マニュアルにもとづく園内研修や区の研修に参加するなどの取り組みが実施されています。</li> </ul>	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、子どもの発達の援助や保護者・地域に対する支援などの項目に応じて、求められる能力が記載されているキャリアラダーを踏まえ、目標共有シートを作成しています。目標共有シートには、業務目標に対し具体的に取り組む内容や達成時期などを記載するとともに、振り返り内容を記載する書式となっており、年3回実施される園長面談を通して、定期的な振り返りが行われています。</li> <li>・各職員が振り返った内容については、各種会議にて自身の振り返りを発表することで、互いの学び合いや意識の向上につなげています。</li> <li>・保育所全体の自己評価に全職員で取り組んでいます。保育所全体の自己評価には、保育理念、子どもの発達援助、保護者に対する支援、保育を支える組織的基盤の項目が設けられ、各項目にはさらに具体的な項目が設定されています。保育所全体の自己評価は、最終的に、園の保育方針と園目標を踏まえた今年度の課題、取り組み状況、保護者アンケート、次年度の課題・改善点としてまとめられ、保護者との共有が図られています。</li> </ul>	